

指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当 玉名市民会館：文化課、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センター：スポーツ振興課)

1 施設名	玉名市民会館、玉名市弓道場、玉名勤労者体育センター																																																																																																																																																														
2 施設の概要	<p>1 玉名市民会館</p> <p>① 建築構造 (ホール) 鉄筋コンクリート造 3階建 (会議棟) 鉄骨造平屋建</p> <p>② 建築面積 (ホール) 4530.31 平方メートル (会議棟) 983.30 平方メートル</p> <p>③ 開館時間 午前 9 時から午後 10 時まで</p> <p>④ 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>⑤ 使用料</p> <p style="text-align: center;">ホール使用料 (単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">時間</th> <th>9 時～12 時</th> <th>13 時～17 時</th> <th>18 時～22 時</th> <th>9 時～17 時</th> <th>13 時～22 時</th> <th>9 時～22 時</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大ホール</td> <td rowspan="4">平日</td> <td>A</td> <td></td> <td>15,400</td> <td>24,600</td> <td>33,800</td> <td>40,000</td> <td>58,400</td> <td>70,100</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>18,400</td> <td>29,500</td> <td>40,600</td> <td>47,900</td> <td>70,100</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>26,100</td> <td>41,800</td> <td>57,500</td> <td>67,900</td> <td>99,300</td> <td>119,100</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td>30,800</td> <td>49,200</td> <td>67,700</td> <td>80,000</td> <td>116,900</td> <td>140,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土曜日、日曜日又は休日</td> <td>A</td> <td></td> <td>18,400</td> <td>29,500</td> <td>40,600</td> <td>47,900</td> <td>70,100</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>22,100</td> <td>35,400</td> <td>48,700</td> <td>57,500</td> <td>84,100</td> <td>100,800</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>31,400</td> <td>50,200</td> <td>69,100</td> <td>81,600</td> <td>119,300</td> <td>143,100</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td>36,900</td> <td>59,100</td> <td>81,300</td> <td>96,000</td> <td>140,400</td> <td>168,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">マルチホール</td> <td rowspan="4">平日</td> <td>A</td> <td></td> <td>6,600</td> <td>10,500</td> <td>14,500</td> <td>17,100</td> <td>25,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>7,900</td> <td>12,600</td> <td>17,400</td> <td>20,500</td> <td>30,000</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>11,200</td> <td>17,900</td> <td>24,600</td> <td>29,100</td> <td>42,500</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td>13,200</td> <td>21,100</td> <td>29,000</td> <td>34,300</td> <td>50,100</td> <td>60,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土曜日、日曜日又は休日</td> <td>A</td> <td></td> <td>7,900</td> <td>12,600</td> <td>17,400</td> <td>20,500</td> <td>30,000</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>9,500</td> <td>15,200</td> <td>20,900</td> <td>24,700</td> <td>36,100</td> <td>43,300</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>13,400</td> <td>21,500</td> <td>29,600</td> <td>34,900</td> <td>51,100</td> <td>61,200</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td>15,800</td> <td>25,300</td> <td>34,800</td> <td>41,100</td> <td>60,100</td> <td>72,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 A は、入場料金その他これに類するものを徴収しないときの使用料とする。</p> <p>2 B は、1 人当たりの最高額が 1 回につき 1,000 円以下の入場料金を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を受受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するときの使用料とする。</p>							種別		時間		9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～17 時	13 時～22 時	9 時～22 時									大ホール	平日	A		15,400	24,600	33,800	40,000	58,400	70,100	B		18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000	C		26,100	41,800	57,500	67,900	99,300	119,100	D		30,800	49,200	67,700	80,000	116,900	140,300	土曜日、日曜日又は休日	A		18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000	B		22,100	35,400	48,700	57,500	84,100	100,800	C		31,400	50,200	69,100	81,600	119,300	143,100	D		36,900	59,100	81,300	96,000	140,400	168,400	マルチホール	平日	A		6,600	10,500	14,500	17,100	25,000	30,000	B		7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000	C		11,200	17,900	24,600	29,100	42,500	51,000	D		13,200	21,100	29,000	34,300	50,100	60,100	土曜日、日曜日又は休日	A		7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000	B		9,500	15,200	20,900	24,700	36,100	43,300	C		13,400	21,500	29,600	34,900	51,100	61,200	D		15,800	25,300	34,800	41,100	60,100	72,100
種別		時間		9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～17 時			13 時～22 時	9 時～22 時																																																																																																																																																				
大ホール	平日	A		15,400	24,600	33,800	40,000	58,400	70,100																																																																																																																																																						
		B		18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000																																																																																																																																																						
		C		26,100	41,800	57,500	67,900	99,300	119,100																																																																																																																																																						
		D		30,800	49,200	67,700	80,000	116,900	140,300																																																																																																																																																						
	土曜日、日曜日又は休日	A		18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000																																																																																																																																																						
		B		22,100	35,400	48,700	57,500	84,100	100,800																																																																																																																																																						
		C		31,400	50,200	69,100	81,600	119,300	143,100																																																																																																																																																						
		D		36,900	59,100	81,300	96,000	140,400	168,400																																																																																																																																																						
マルチホール	平日	A		6,600	10,500	14,500	17,100	25,000	30,000																																																																																																																																																						
		B		7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000																																																																																																																																																						
		C		11,200	17,900	24,600	29,100	42,500	51,000																																																																																																																																																						
		D		13,200	21,100	29,000	34,300	50,100	60,100																																																																																																																																																						
	土曜日、日曜日又は休日	A		7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000																																																																																																																																																						
		B		9,500	15,200	20,900	24,700	36,100	43,300																																																																																																																																																						
		C		13,400	21,500	29,600	34,900	51,100	61,200																																																																																																																																																						
		D		15,800	25,300	34,800	41,100	60,100	72,100																																																																																																																																																						

- 3 Cは、1人当たりの最高額が1回につき1,000円を超え、3,000円以下の入場料金を徴収するときの使用料とする。
- 4 Dは、1人当たりの最高額が1回につき3,000円を超える入場料金を徴収するときの使用料とする。
- 5 使用時間の超過又は練上げは認めない。ただし、願出によって超過することがやむを得ないと認めるときは、1区分の前後1時間に限り当該時間区分の使用料の3割を徴収する。
- 6 使用者が舞台練習のため舞台面(作業灯を含む。)のみを使用するときの使用料は、Aの使用料の額に3割を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が専らリハーサル、練習又は準備のために使用するときの使用料は、Aとする。
- 8 使用者がマルチホールを使用する場合において、飲酒を伴うときは、上記マルチホール使用料の10割を加算する。
- 9 この使用料は、消費税等を含む。
- 10 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。

器具等の使用料

(単位 円)

	器具名	単位	金額			
			大ホール	マルチホール	練習スタジオ	会議室
音響器具	拡声装置	一式	3,300	2,200	1,100	550
	ワイヤレスマイク	1本	1,100	1,100	—	330
	ダイナミックマイク	1本	330	330	330	—
	コンデンサーマイク	1本	660	—	—	—
	三点つりマイクロホン	一式	1,650	—	—	—
	MD/CDプレーヤー	1台	660	—	—	—
	CF/CDレコーダー(SD対応)	1台	660	660	660	—
	映像再生装置	一式	880	—	—	—
	ビデオプロジェクター	1台	8,800	6,600	—	—
	マイクスタンド	1本	220	220	220	—
	移動型スピーカー	1台	1,100	1,100	—	—
	PA卓持込み	1台	1,100	550	—	—
	音響効果機器	1台	660	660	660	—
照明器具	天井反射板ライト	一式	1,650	—	—	—
	サスペンションライト	1列	1,100	880	—	—
	ホリゾントライト	1列	2,200	—	—	—
	シーリングスポットライト	1台	330	330	—	—
	フロントサイドライト	1台	330	—	—	—
	プロセニウムサスペンションライト	1台	330	330	—	—

		ピンスポットライト	1台	2,200	1,100	—	—
		ボーダーライト	1列	1,100	—	—	—
		トーマンタルスポットライト	1台	330	—	—	—
		ギャラリーサイドライト	1台	—	330	—	—
		ストリップライト	1台	440	—	—	—
		スポットライト	1台	330	330	—	—
		スタンド類	1台	220	220	—	—
		アクセサリ類(タネ板)	1枚	220	220	—	—
		照明効果機器	1台	660	660	—	—
	舞 台 器 具 等	スクリーン	1幕	1,320	—	—	550
		大黒幕	1幕	660	—	—	—
		暗転幕	1幕	1,100	—	—	—
		ホリゾン幕	1幕	660	—	—	—
		引割幕・袖幕	1幕	660	—	—	—
		引割幕・袖幕(掛替え)	1幕	2,200	—	—	—
		バトン	1本	220	220	—	—
		音響反射板	一式	6,600	—	—	—
		所作台	一式	5,500	—	—	—
		所作台	1台	220	—	—	—
		松羽目(ドロップ式)	一式	1,320	—	—	—
		竹羽目(付属品付)	一式	1,320	—	—	—
		金びょうぶ(保管箱付)	1双	1,650	—	—	—
		仮設鳥屋囲い	一式	1,320	—	—	—
		開き足	1脚	110	—	—	—
		木台	1個	110	—	—	—
		箱足	1個	110	—	—	—
		箱階段	1台	110	—	—	—
		めくり台	1台	330	220	—	—
		演台(花台・脇台付)	一式	880	—	—	—
	演台(マルチホール用)	1台	—	660	—	—	
	平台	1台	110	—	—	—	
	司会者台	1台	330	330	—	—	
	指揮者台	1台	330	—	—	—	

指揮者用譜面台	1台	220	—	—	—
演奏者用譜面台	1台	220	—	—	—
演奏者用椅子	1脚	110	—	—	—
高座用座布団	1枚	220	—	—	—
上敷	1枚	220	—	—	—
緋毛せん(ネル)	1枚	220	—	—	—
人形立(ウェイト付)	1本	110	—	—	—
つり看板	一式	550	550	—	—
ひな壇用毛込みパネル	一式	220	—	—	—
バレエシート	1枚	1,100	—	—	—
舞台セット(美術・装飾)持込み	1台	660	660	—	—
簡易ステージ	一式	—	—	—	1,100
器具持込み	1kw	220	220	220	—
机	1台	110	110	110	—
椅子	1脚	50	50	50	—
ピアノ(スタインウェイ)	1台	8,800	—	—	—
ピアノ(ヤマハ I)	1台	6,600	6,600	6,600	—

備考 会議室に器具を持ち込む場合において、コンセント以外から電源の供給を受けるときは、実費相当額を徴収する。

その他の施設使用料

(単位 円)

施設	時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
	時	時	時	時	時	時	時
練習スタジオ		2,000	3,200	4,000	5,200	7,200	8,700
大楽屋		1,500	2,400	3,000	3,900	5,400	6,500
中楽屋(1部屋につき)		600	900	1,200	1,500	2,100	2,500
小楽屋(1部屋につき)		500	800	1,000	1,300	1,800	2,100
第1会議室		2,000	2,700	3,500	4,700	6,200	6,900
第2会議室		1,500	2,000	2,600	3,500	4,600	5,100
第3会議室		1,200	1,700	2,200	2,900	3,900	4,400
第4会議室		1,000	1,300	1,700	2,300	3,000	3,500
第5会議室		800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,100
和室		500	700	1,000	1,200	1,700	2,000

備考

1 大楽屋、中楽屋及び小楽屋のみの使用は、認めない。

- 2 入場料金を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費
その他入場料金に相当する金銭を収受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみな
される目的で使用するとき、上記使用料の10割を加算する。
- 3 飲酒を伴うときは、上記使用料の10割を加算する。
- 4 この使用料は、消費税等を含む。

冷暖房の使用料

(単位 円)

	時間	冷暖房
大ホール	1時間につき	7,000
マルチホール	1時間につき	4,000
その他の施設		使用料の5割増し

備考

- 1 大ホールの舞台面のみを使用するときの使用料は、使用料の額に5割を乗じて得た額とする。
- 2 この使用料は、消費税等を含む。

2 玉名市弓道場

- ① 建築構造 鉄骨・木造平屋建
- ② 建築面積 241.88平方メートル
- ③ 開館時間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休館日 月曜日(祝日の場合は、最も早い平日に振替)
及び12月28日から翌年の1月4日まで
- ⑤ 使用料

玉名市弓道場使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
団体		1,040円	1,570円	2,090円
個人	一般	1回につき 100円		
	高校生	1回につき 70円		
	中学生以下	1回につき 50円		

備考

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 この使用料は、消費税等を含む。

3 玉名市勤労者体育センター

- ① 建築構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ② 建築面積 1270.00平方メートル
- ③ 開館時間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休館日 月曜日(祝日の場合は、最も早い平日に振替)
及び12月28日から翌年の1月4日まで
- ⑤ 使用料

玉名勤労者体育センター使用料

- (1) 専用使用

区分		入場料金を徴収しない場合					入場料金を徴収する場合
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	加算額 (1時間につき)	
アマチュア スポーツと して利用す る場合	一般	2,950円	2,950円	3,560円	9,160円	730円	左記の料金の2 倍の額
	高校生 以下	2,360円	2,360円	2,850円	7,330円	590円	左記の料金の2 倍の額
上記以外の場合		11,810円	11,810円	14,250円	36,660円	2,950円	左記の料金の3 倍の額
備考		営利を目的として使用する場合は、上記料金の2倍の額					左記の料金の3 倍の額
(2) 一部使用							
区分		使用時間	使用料				
			一般	高校生以下			
バスケットボールコート		1面1時間につき	400円	320円			
バレーボールコート		1面1時間につき	400円	320円			
バドミントンコート		1面1時間につき	200円	160円			
卓球台		1台1時間につき	100円	80円			
その他		1面1時間につき	各コートに準ずる。				
備考							
1 卓球台については、バドミントンコート1面につき3台を上限とする。							
2 この使用料は、消費税等を含む。							
3 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。							
3 募集概要	募集方法	<p>非公募 (理由)</p> <p>市民会館、弓道場及び体育センター（以下「指定管理施設」という。）は、隣接する施設であるため、駐車場を共用して使用しており、指定管理者が指定管理施設と駐車場とを効率的に管理・運用する必要がある。さらには、指定管理施設に隣接する市役所、福祉センター、保健センター、博物館等の各施設（以下「周辺施設」という。）にある駐車場も各々の周辺施設の専用駐車場として使用しつつ、必要に応じて周辺施設及び指定管理施設の駐車場を有効かつ効率的に共用して使用している。特に平日の昼間においては、指定管理施設や周辺施設の行事、会議等の開催状況によっては、指定管理施設の貸館を制限するなどの調整を図る必要がある、これまでも指定管理施設の収益に多少なり影響してきた。現指定管理者である玉名市自治振興公社は、市民会館、旧青少年ホーム、弓道場及び体育センターを一体的かつ専門的に運営するために昭和62年に本市が100パーセント出資して設立した財団法人で、平成20年12月から始まった新公益法人制度により一般財団法人に移行したものの、現在も公益性を重視して本市と密接な関係性の中で指定管理施設を円滑に運営している法人である。</p> <p>指定管理施設の中で、令和2年6月に供用開始した新ホールは、大ホールとマルチホールを備えた新施設であり、運営・維持管理費の見込みを立てるため、旧</p>					

		<p>ホールに引き続き同公社が管理・運用を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で年間を通した運営実績がない状態である。今後、ウィズコロナにおいて、同公社は、稼働率及び利用者を増加させる取り組みとして、企画会社や興行主とジョイントし、有名アーティストによる充実した自主文化事業を複数回実施すること、また貸館事業においても、興行などが実施されるよう関係者にアプローチを行うことを計画している。これらは、準備期間が1～2年を必要とするものもあり、数年ごとに指定管理者が変更になると十分な準備期間の確保と事業の開催が困難である。以上のとおり、指定管理施設の運営管理にあたり、長期的視野に立った事業計画や人材育成、ノウハウの蓄積が特に必要となり、同公社により良好な運営が行われている限りは、指定管理者の変更は馴染まない。</p> <p>よって、玉名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第195号）第6条第1項の規定により非公募とする。</p>
募集内容	指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
	管理業務内容	<p>① 施設管理に関する業務</p> <p>ア 施設の点検</p> <p>イ 電気料、水道料等の光熱水費の支払</p> <p>ウ 修繕工事（協定書に定める軽微なものに限る。）</p> <p>エ 法定点検（消防設備）等</p> <p>オ 植栽管理</p> <p>② 清掃に関する業務</p> <p>③ 利用管理に関する業務</p> <p>ア 利用案内、利用指導、利用促進、広聴広報等</p> <p>イ 駐車場の案内、整理等</p> <p>ウ 事故、災害等緊急時の対応</p> <p>エ 関係機関との連絡調整等</p> <p>オ 利用状況等の調査、報告</p> <p>④ 市民会館条例第6条から第8条までの規定及び第21条、社会体育施設条例第7条及び第10条（第10条第1項第5号に係る部分を除く。）</p>
	指定管理料の基準額 (5か年分)	193,455千円（消費税及び地方消費税を含む。）
4 審査の概要及び結果	審査方法	<p>4つの審査基準ごとに審査項目及び審査内容を定め、審査内容ごとに3点から5点を配点（ただし、審査基準「利用者の平等な利用の確保」に関する審査内容については、点数とせず、「適・否」で判断）。</p> <p>選定委員会の委員に対してプレゼンテーションを実施。</p> <p>事業計画、収支計画の内容やプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき採点し、指定管理候補者としての適否について、委員会の選定意見をまとめた。</p>
	選定委員会の委員	玉名市教育長、玉名市教育部長、玉名市健康福祉部長、有識者（玉名市文化協会副会長、玉名市スポーツ協会副会長） 計5人
	審査基準	別添審査基準表のとおり

	審査経過	<p>玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターに関する玉名市指定管理候補者選定委員会</p> <p>(開催日)令和4年11月7日(月)午後4時</p> <p>(開催場所)玉名市役所2階 2-1 会議室</p> <p>(内容)導入方針、事業計画及び収支計画、その他提出資料の説明、プレゼンテーション及び質疑後、審査の上、指定管理候補者を選定。</p>
審査結果	指定管理候補者	一般財団法人玉名市自治振興公社
	評価結果及び選定理由	<p>1 評価結果</p> <p>別添「玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターの指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由</p> <p>一般財団法人玉名市自治振興公社が提出した申請書、事業計画書、収支計画書などにより、審査基準に基づき、総合的に評価した結果、長年の管理経験から積み上げてきたノウハウや創意工夫を含め安定的な運営管理が少数の人員によって効率的に適切な管理及びサービスの提供ができると認められることから、指定管理候補者として適当であると判断した。</p> <p>なお、指定管理候補者が提示した指定管理料申請価格は、171,391,818円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。</p>

審査基準表（玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センター）

審査基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解しているか。	適・否
		市が示した管理の基準と法人その他の団体が提案した運営方針が合致するか。	
		申請者の経営モラルは適切か。	
	住民の施設の平等な利用の確保	利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか。	
		生活弱者等へ配慮されているか。 事業等の内容に偏りがないか。	
※ 選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。			
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備及び機能を十分に活用した提案となっているか。	42
		広報計画の内容は適切か。	
		地域、関係機関等との連携が図られているか。	
		その他利用者増を高める内容は適切か。	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か。	
		利用料金の設定は適切か。	
		自主事業の提案は実現可能か。	
		自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。	
		全体的に利用しやすい施設の設備及び機能が考慮されているか。	
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	利用者ニーズの把握やその対応策が適切か。	
		求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。	
		施設管理及び安全管理は適切か。	
		維持管理は効率的に行われるか。 環境に配慮した管理運営となっているか。	
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	提案価格の得点* （市が示した基準価格をどの程度下回っているか。）	20
		必要な経費を見積もっているか。	
		管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。	
収支計画の実現の可能性はあるか。			
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	申請者の経営状況（財務状況）は健全かつ安定したものであるか。	30
		金融機関等の支援体制は十分か。	
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成及び職員数は十分か。	
		職員の指導育成及び研修体制は十分か。	
		職員の採用及び確保の方策は適切か。	
	良好な管理運営の可能性	当該公の施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	
4 その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	15
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか。	
	情報公開	玉名市情報公開条例（平成17年条例第12号の規定について、理解があるか。	
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか。	
合 計			107

玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターの

指定管理候補者選定委員会集計表

審査基準	審査項目	配点	評価点数
事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	適・否	適
	住民の施設の平等な利用の確保		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	210 点 (42 点×5 人)	178 点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	100 点 (20 点×5 人)	80 点
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	150 点 (30 点×5 人)	115 点
	安定的な運営が可能となる人的能力		
	良好な管理運営の可能性		
4 その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理	75 点 (15 点×5 人)	69 点
	公益性の理解		
	情報公開		
	危機管理体制		
	苦情解決の方法		
合 計 点		535 点 (107 点×5 人)	442 点